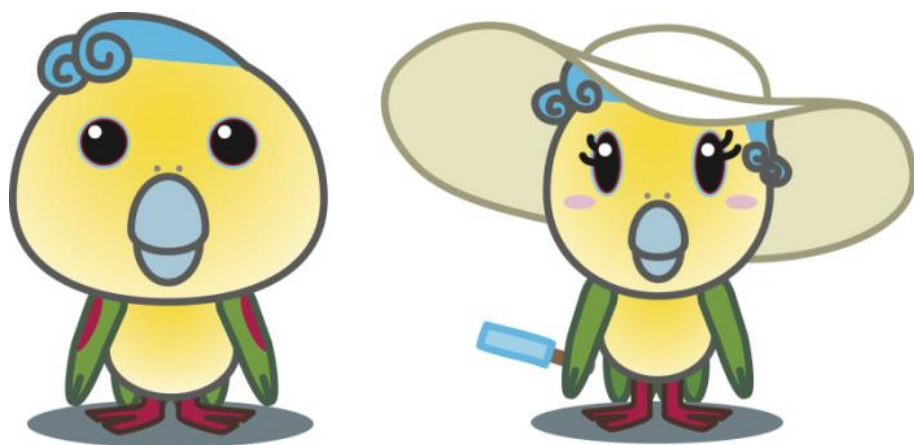


保育所等入所案内



大磯町

子育て支援課

保育園・幼稚園係
(令和7年10月改訂)



目次



1. 保育所等とは	P 1
2. 保育の必要性の認定	P 1
3. 保育所等に入所できる基準と利用できる期間	P 2
4. 申請に必要な書類	P 3
5. 保育時間について	P 6
6. 保育所等のクラス編成	P 8
7. 申請から入所までの流れ	P 8
8. 保育所等の給食	P 11
9. 延長保育	P 11
10. ならし保育	P 11
11. 一時保育・休日保育	P 12
12. 病後児保育	P 13
13. 開放保育	P 13
14. 預かり保育（幼稚園）	P 14
15. 入所申請後の注意	P 15
16. 保育所保育料	P 16
17. 大磯町保育所保育料基準額表	P 17
18. 町内の保育所等	P 18
19. よくある質問（Q&A）	P 21
20. 保育所等入所に関する確認表	P 22



1. 保育所等とは

保育所等とは、保護者の就労、病気などの理由で家庭において必要な保育を受けることが困難なお子さんに対し、保護者に代わって保育を行う施設です。

したがって、家庭において保護者に保育ができない理由がなければ入所することはできません。

大磯町内の保育所等は、P18以降をご確認ください。

大磯町外の保育所等につきましては、当該市町村の保育所管課にお問い合わせください。

2. 保育の必要性の認定（支給認定：2号・3号認定）

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度により、施設・事業を利用するためには、新たに教育・保育を受けるための支給認定が必要になります。支給認定の申請に基づき、30日以内に町から支給認定証が交付されます。

※ただし、翌年4月利用開始の場合は、支給認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、翌年2月までに支給認定証を交付します。

【認定区分】

支給認定区分	実施年齢 (4.1時点)	保育の 必要性	利用できる施設
1号認定 【教育標準時間】	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園（教育部分）
2号認定 【保育標準時間／保育短時間】	3～5歳	あり	認可保育所、 認定こども園（保育部分）
3号認定 【保育標準時間／保育短時間】	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育等）

【保育の必要量に応じた区分】

保育が必要な場合に交付される「2号認定」「3号認定」では、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」「保育短時間」に区分されます。

利用区分	利用できる時間	
保育標準時間	必要要件 (就労時間等)	月120時間以上
	利用可能時間	1日の通常保育時間は11時間以内。
保育短時間	必要要件 (就労時間等)	月64時間以上120時間未満
	利用可能時間	1日の通常保育時間は8時間以内。

3. 保育所等に入所できる基準と利用できる期間

保育が必要な事由		保育の必要量に応じた区分	利用できる期間
就 労	居宅外・居宅内で、1日4時間以上・週4日以上就労している	保育標準時間 または保育短時間	就労している期間 (最長で小学校就学前まで)
妊娠・出産	出産のため保育が困難な状態にある場合	保育標準時間	出産予定月の前2か月～出産月の後2か月
疾病・障がい	病気や障がいのため保育が困難な場合	保育標準時間 または保育短時間 ※入院や通院などの状況に応じて決定	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している	保育標準時間または保育短時間 ※介護・看護に要する時間の状況に応じて決定	介護等を必要としなくなるまで
災害復旧	自宅等の災害復旧にあたっている場合	保育標準時間	必要な期間
求職活動	求職活動(起業準備を含む)により保育が困難な場合	保育短時間	3か月以内
就 学	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合	保育標準時間 または保育短時間	就学している期間
社会的事由	虐待や配偶者等からのDVのおそれがある場合	保育標準時間	必要な期間
育児休業中の継続利用	育児休業期間中	保育短時間	※次ページの注意事項参照

【注意事項】

○入所希望者が保育所等の定員を超えている場合は、ご希望どおり入所できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

○保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することは原則できません。

○保育が必要な事由に基づき決定している利用区分は、月単位の変更となります。月途中での変更やさかのぼっての変更はできません。

○保育を必要とする事由が「求職活動」の場合には、一律「保育短時間」の認定となり、入所期間は3か月間限定となります。

○「育児休業中の継続利用」の場合には、一律「保育短時間」の認定になります。事前に、必ず子育て支援課にご連絡ください。

育児休業中はご家庭で保育が可能なため、原則、入所申込はできません。

ただし、既にお子さんが保育所等を利用されている期間に、保護者が育児休業を取得する場合、入所中のお子さんの保育を継続することができます。

保育の継続を希望する場合は、育児休業（変更）取得証明書を提出していただきます。

○育児休業取得中に、入所申請をする場合は、復職を前提とした「就労」の事由となります。保育所等に入所が決定した場合は、入所翌月の15日までに、申請時に提出した就労証明書に記載されている就労先に復職してください。期日までに復職をしなかった場合は、原則退園となります。

○保育が必要な事由等が変更になる場合は、必ず、子育て支援課にご連絡ください。

保育所等を利用することができる期間は、原則として小学校就学前までの範囲で保育が必要な状況が認められる期間に限りです。入所後、保育が必要な事由等が変更になる場合、状況の確認をし、利用区分の変更等が生じる際には、必要書類の再提出をお願いする場合があります。

4. 申請に必要な書類

【すべての方にご提出いただく書類】

必要な書類			提出部数
1	子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書	保育が必要な事由に応じて、「支給認定」を行うための申請書・保育所等の利用を希望する際に必要となる申請書	申請区分につき1枚
2	保育所等入所に関する確認表	保育所等入所申請を行うにあたっての注意・留意事項が確認済であることを証明する書類	
3	保育所（園）等の入所申請の調査書	お子さんの健康状態等を記入する書類	入所希望のお子さん1人につき1枚ずつ



QRコードから書類をダウンロードすることができます！



【保育を必要とする事由を証明する書類】

保育を必要とする事由	必要な書類	提出が必要な方
就 労	① 就労証明書 就労・内定している場合、所定の様式を用いて、事業主から発行していただく書類。複数就労先がある場合は全て。	すべての就労している方
	② 就労状況証明書（就労証明書とあわせて提出してください） 所定の様式の他に、直近の確定申告書や契約書等の就労状況が分かる書類の写しを添付。	主に自営（株式、有限会社等の法人は除く）の方
妊娠・出産	① 出産連絡票 所定の様式に母子手帳の表紙と出産予定日の記載されたページの写しを添付。	出産予定の方
疾病・障がい	① 医療機関が証明する診断書 疾病名及び治療期間の記入が必要となります。	病気の方
	② 障害者手帳の写し 障害者手帳の表紙と障がい名及び等級が分かるページの写しを添付。	障がいをお持ちの方
介護・看護	① 介護・看護申立書 ② 介護・看護をしていることが分かる書類 <u>介護・看護を必要とする方</u> の医療機関が証明する診断書、または障害者手帳の写し、または介護認定証の写し	介護・看護をする方
災害復旧	① り災証明書 市町村長が交付したもの。	災害復旧をする方
求職活動	① 求職活動誓約書 就労先が決定した場合、就労証明書の提出が必要です。	求職活動（起業準備を含む）をする方
就 学	① 学生証（在学証明書）の写し ② 一週間のカリキュラムが分かるもの	就学の方
社会的事由	ご相談ください。	虐待や配偶者等からのDVのおそれ等がある場合

※令和8年4月申込みについては、令和7年10月以降の証明日を有効とします。

※申込に必要な書類は、大磯町子育て支援課に用意してあります。

※同居する18歳以上65歳未満の方すべてにおいて「保育が必要な事由」を証明していただく必要があります。該当する証明書類等をご提出ください。未提出の場合、保育所等利用調整において減点があります。



QR コードから書類をダウンロードすることができます！



【その他、状況により必要な書類】

利用者負担額（保育料・延長保育利用料等）は、保護者（父母等）の市町村民税額の合計により算定します。保育所等に所属する3歳から5歳児の保護者も税申告が必要です。国外での収入がある場合は、国内外での収入を証明する書類の提出が必要です。

○令和7年9月から令和8年8月分までの利用者負担額・・・令和7年度の市町村民税額
令和7年1月1日時点で住民登録のある市区町村の税担当窓口で税申告

○令和8年9月から令和9年8月分までの利用者負担額・・・令和8年度の市町村民税額
令和8年1月1日時点で住民登録のある市区町村の税担当窓口で税申告

必要な書類	提出が必要な方
転入に関する申立書 添付書類	入所希望月の前月末までに大磯町に転入する予定がある方 ※提出があれば入所調整時に町民と同様の扱いになります。未提出の場合、管外協議児（転入予定がない申込みで保護者のいずれかが町内で就労、就学している方）と同様の減点があります。
生活保護受給証明書	生活保護を受けている方
医療機関が証明する診断書	医療機関に定期的に通院しているまたは障がいをお持ちのお子さん 診断書には下記の項目の記載をお願いいたします。 ・集団生活における注意点 ・食事の際の注意点 ・午睡の際の注意点 ・医療的ケアの必要性 ・担任のほかに常時付き添う保育士の必要性 ・その他注意すべき事柄

【個人番号（マイナンバー）の記載に係る本人確認書類】

マイナンバー（個人番号）の記載において、なりすましや誤りを防止するため、窓口でマイナンバー（個人番号）の確認と持ち主であることの確認（身元確認）が必要となりますので、次の①、②をご持参ください。

個人番号カード（顔写真付）をお持ちであれば、①番号確認と②身元確認を1枚で行うことができます。

① 番号確認に必要な書類（次のうちの1つ）・・・保護者（申請者本人）のものの
個人番号カード（顔写真付）、個人番号記載の住民票の写し、個人番号記載の住民票記載事項証明書

② 身元確認に必要な書類（次のうちの1つ）・・・窓口に来られる保護者のものの
個人番号カード（顔写真付）、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、
障害者手帳等、在留カード 等

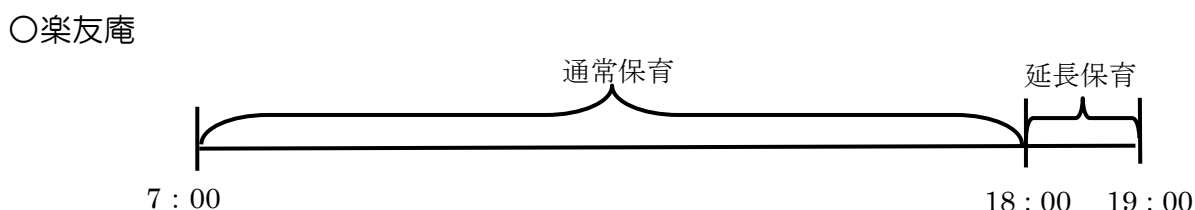
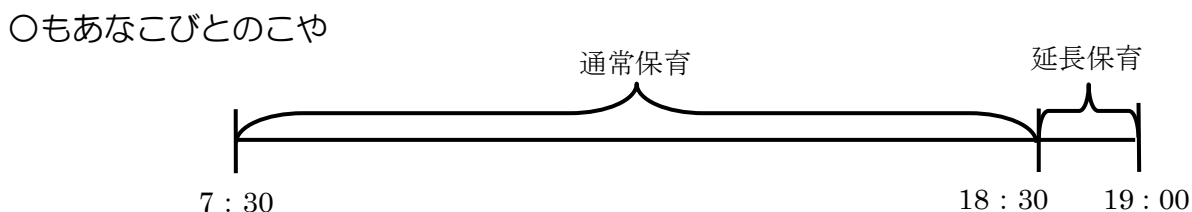
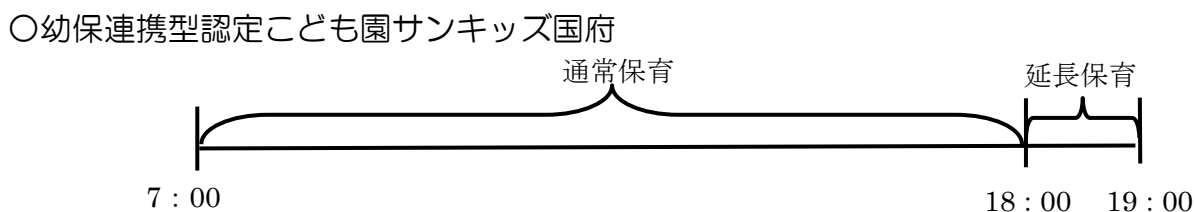
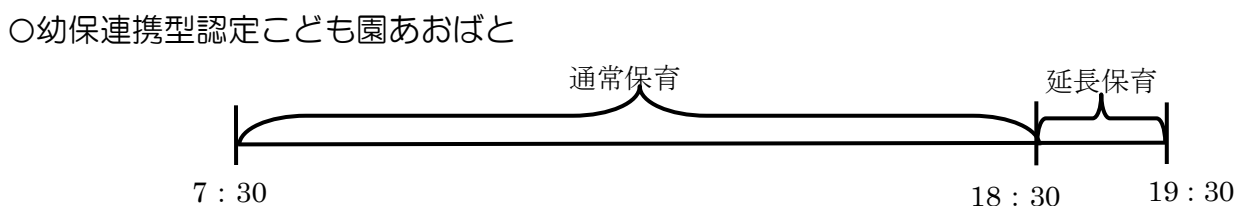
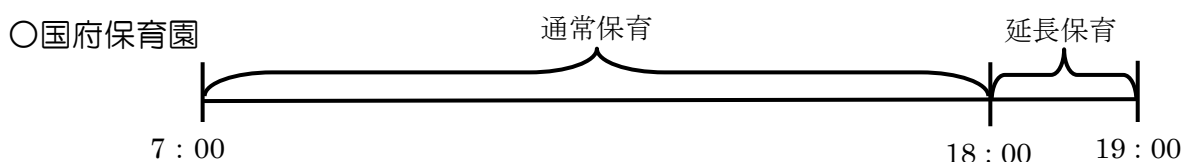
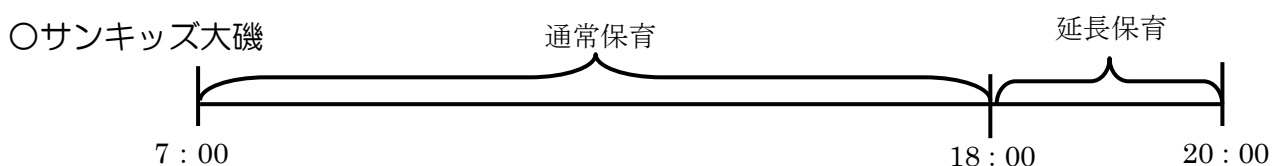
※保護者の代理人（祖父母等）が申請書を提出する場合は、上記「①番号確認に必要な書類」は保護者（申請者本人）のもので写しを持参してください。「②身元確認に必要な書類」は、代理人のものを持参してください。

5. 保育時間について

保育所等でお子さんを預かる時間は、通勤時間を含めた勤務時間やその他家庭の事情により、保育が必要な時間となります。利用できる時間帯は、「保育の必要量」の認定区分に応じて、異なります。

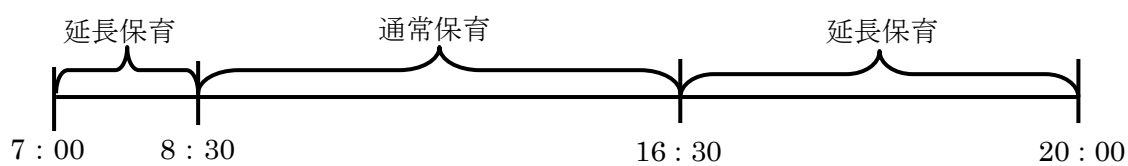
また、保育所等は保育が必要なお子さんを預かることを基本としているため、保護者の方がお仕事をお休みされる場合には、原則としてお子さんも保育所等はお休みとなります。やむを得ない事情で家庭での保育ができない場合には、保育所等にご相談ください。

保育標準時間認定の場合の保育時間

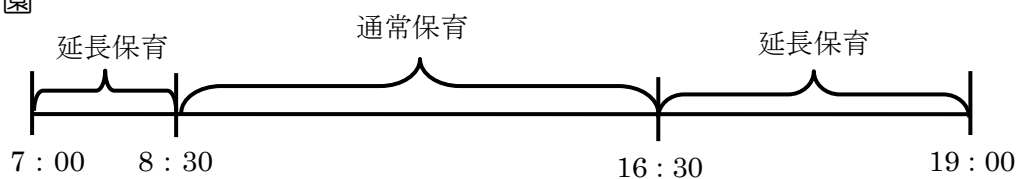


保育短時間認定の場合の保育時間

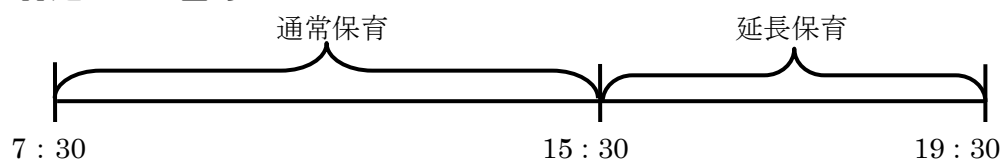
○サンキッズ大磯



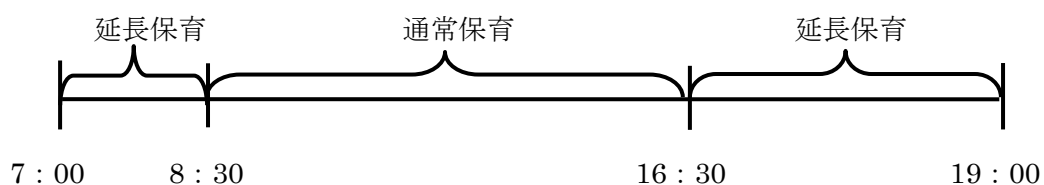
○国府保育園



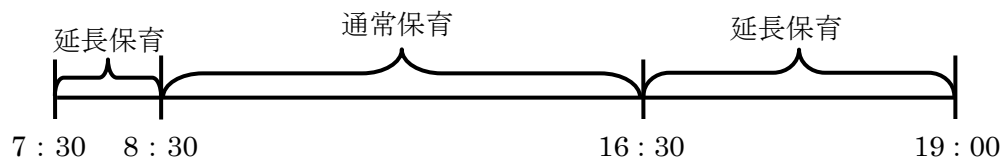
○幼保連携型認定こども園あおばと



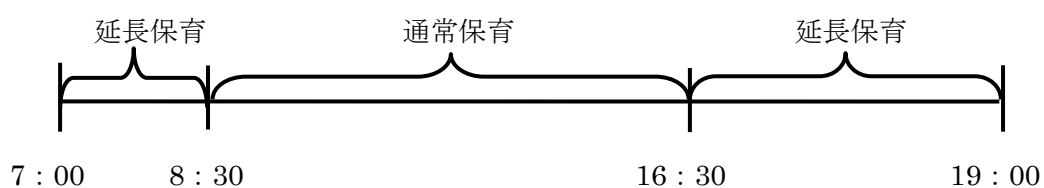
○幼保連携型認定こども園サンキッズ国府



○もあなこびとのこや



○楽友庵



6. 保育所等のクラス編成

保育所等のクラスは、その年度の4月1日現在の年齢（保育年齢）で決定します。年度途中で誕生日を迎えても、クラスが変わることはありません。また年度途中で誕生日を迎えた児童が途中入所した場合も、その年度の4月1日現在の年齢でクラス分けされます。

令和7年度		令和8年度	
クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和6年4月2日以降	0歳児	令和7年4月2日以降
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

7. 申請から入所までの流れ

① 入所申請

入所申請は子育て支援課窓口にて受付します。提出された申請書類は、原則として当該年度末まで有効となりますが、保育が必要な事由によって、当該年度末よりも前に認定期間が終了する場合は、申請書の有効期間も認定期間終了の日までとなります。

町外の保育所等に入所希望される場合

町外の保育所等を希望する場合も、申請は住民登録をしている市町村（大磯町に住民登録をしている場合は大磯町）にて受付します。

入所できる要件や入所申請締切日は、各市町村によって異なりますので、提出される前に、希望する保育所等のある市区町村の保育園担当課にあらかじめご確認ください。

大磯町に転入予定で、入所希望される場合

申請開始希望月、転入予定日を決め、子育て支援課にご連絡ください。

また、転出する前に、転入前市町村税担当窓口にて、保護者全員の該当年度（※）の税申告が済んでいるかを確認してください。※P5参照

○申請受付

提出場所 大磯町役場 子育て支援課（本庁舎1階⑤番窓口）

受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日除く）

◆令和7年5月～令和8年3月の入所申請・令和8年5月～令和9年3月の入所申請

入所を希望する月の前月15日まで（15日が土日・祝日にあたる場合は次の平日）に申請書類一式を持参。

◆令和8年4月入所申請

令和7年10月14日（火）～令和7年11月7日（金）の期間に申請書類一式を持参。

➤ 出生前児童の新規利用仮申請について

令和8年4月申請から、出生前児童の仮申請を受付いたします。出生前児童の新規利用仮申請は、4月入所申請のみ受付します。

【利用調整の対象】

ア 令和8年2月1日までに生まれた児童

イ 令和8年4月申請の受付期間に仮申請をしており、令和8年2月6日までに本申請を行った児童

ウ 令和8年4月1日時点で希望する保育所等の保育年齢を迎えている児童

※原則、出生後14日以内に本申請を行ってください。ただし、令和8年1月30日から2月1日に出生した場合は、令和8年2月6日までに本申請を行ってください。

※出生前申請は、令和8年4月1日時点で保育年齢を迎える見込みの児童の申請のため、町内では、2か月過ぎから受け入れを行っている、サンキッズ大磯・認定こども園サンキッズ国府のみ希望可能となります。

大磯町内に住民登録があり、町外の施設を希望する場合は、施設が所在する市区町村の保育担当窓口に出生前申請が可能かどうかを確認の上、大磯町に申請をしてください。

【利用調整の対象とならない場合】

ア 令和8年2月1日までに生まれたが、令和8年4月申請期間に仮申請をしていない場合

イ 仮申請をしており、令和8年2月1日までに生まれたが、本申請をしていない場合

ウ 令和8年2月2日以降に生まれた場合

※仮申請を行っていたとしても、令和8年4月1日時点で保育可能年齢に達していないため、利用調整の対象にはなりません。年度途中での入所を再度希望される場合は、改めて入所申請を行ってください。

【出生前児童の新規利用仮申請をする方の提出書類】

ア 子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書

イ 保育所等入所に関する確認表

ウ 保育を必要とする事由を証明する書類（P2参照）

エ 出生前児童の新規利用仮申請に関する確認書

（母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写しを添付してください。）

※児童氏名・生年月日を記載する箇所は空欄で提出ください。

※仮申請となりますので、出生後に本申請をしていただく必要があります。

② 申請内容の確認

必要に応じて実態調査を行います。保護者や雇用主に電話や家庭訪問等で、内容の確認をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。場合によっては、追加資料の提出をしていただくこともあります。

③ 支給認定証の交付

申請書類をもとに町から支給認定証が交付されます。

（支給認定証が届いても、保育所等の入所が決定したわけではありません。）

④ 利用調整

提出された申請書一式をもとに、申請者の希望や保育所等の状況などにより、町が利用調整を行います。

希望者が保育所等の定員を超える場合には、優先順位の高いお子さんから順次入所となります。先着順ではありませんので、予めご了承ください。

⑤ 利用調整結果の通知

入所が可能となった場合には、担当より電話にて内定のご連絡を行います。

入所が保留となった方は、入所を希望した最初の月のみ、入所保留通知書をお送りします。

引き続き入所を希望する場合には、最初に提出された申請書類にて、当該年度末まで利用調整を行います。保育が必要な事由によって、当該年度末よりも前に認定期間が終了する場合は、申請書の有効期間も認定期間終了の日までとなります。

なお、初回の利用調整の翌月以降は入所可能となった場合にのみご連絡します。

⑥ 面接

入所するお子さんと一緒に、内定した保育所等で面接を受けていただきます。その際には母子手帳等をご用意ください。面接を行わない場合、入所は取り消しとなります。

⑦ 入所

面接終了後に正式に入所決定となります。入所承諾通知書と保育料決定通知書等をお送りします。

8. 保育所等の給食

サンキッズ大磯、国府保育園、認定こども園あおばと、認定こども園サンキッズ国府、もあなこびとのこや、楽友庵は全年齢の児童に対し完全給食を行っています。ただし、遠足や園外保育等がある場合には、お弁当をお持ちいただくことがあります。なお、主食費・副食費として給食費（園ごとに料金を設定）をご負担いただきますが、3歳児クラス以上は世帯の所得に応じて、副食費分のみ徴収免除となる場合があります、対象となる方へは町から通知いたします。

9. 延長保育

延長保育とは、通勤時間を含む就労時間が通常の保育時間を超える場合に、時間を延長して保育を行う制度です。延長保育料はご家庭の状況や施設によって異なりますので、直接施設に問い合わせ・申込みをお願いいたします。

10. ならし保育

保育所等に入所した後は、お子さんが生活に慣れるよう、短時間から段階的に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を行います。

ならし保育は2週間程度を目安としていますが、お子さんや保護者の方の状況により実施期間は異なります。保育所等にてご相談ください。



1 1. 一時保育・休日保育

どなたでも簡単な手続きで、1時間単位で利用できます。予約制となっていますので、利用を希望する場合は、早めに施設に連絡ください。

【一時保育・休日保育】

- 実施施設 サンキッズ大磯（TEL61-2641）
- 対象児童 生後2か月から小学校就学前まで
- 利用時間 月～土曜日（除く休日） 7：00～20：00
日曜・休日 8：00～18：00
- 利用料金

区分	月～土曜日（除く休日）		日曜日・休日	
	時間	利用料金	時間	利用料金
0～2歳児	7:00～18:00	450円／時間	8:00～18:00	700円／時間
	18:00～19:00	500円／時間		
	19:00～20:00	700円／時間		
3～5歳児	7:00～18:00	350円／時間	8:00～18:00	500円／時間
	18:00～19:00	400円／時間		
	19:00～20:00	450円／時間		

食事代（1食）：350円 おやつ代：50円

【一時保育】

- 実施施設 幼保連携型認定こども園サンキッズ国府（TEL71-0549）
- 対象児童 生後2か月から小学校就学前まで
- 利用時間 月～金曜日（除く休日） 7：00～19：00
土曜日（除く休日） 7：00～18：00
- 利用料金

区分	月～金曜日（除く休日）		土曜日（除く休日）	
	時間	利用料金	時間	利用料金
0～2歳児	7:00～18:00	450円/時間	7:00～18:00	450円/時間
	18:00～19:00	500円/時間		
3～5歳児	7:00～18:00	350円/時間	7:00～18:00	350円/時間
	18:00～19:00	400円/時間		

食事代（1食）：350円 おやつ代：50円

※上記の料金や時間は変更になる可能性があります。

※一時保育を利用する場合は、事前に実施施設へ連絡してください。

12. 病後児保育

病気の回復期のお子様を保育所等での集団保育が困難な期間に、仕事等を休むことができない保護者の方に代わって、看護師と保育士がお預かりし、保育する事業です。

なお、利用にあたっては事前の登録が必要です。

●対象児童 次のすべてに該当するお子さんが対象です。

- ・大磯町・二宮町に住所を有し、または保護者が大磯町・二宮町に在勤・在学している児童
- ・生後6か月から小学校就学前まで
- ・病気の回復期にあり、安静の確保の配慮が必要で、集団保育が難しい児童
- ・保護者の勤務等により、家庭で保育を受けることが難しい児童

●実施施設 社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホーム
幼保連携型認定こども園あおばと
病後児保育室「もりのうさぎ」(TEL74-5918)

●開設時間 月～金曜日(祝日・年末年始12月29日～1月3日はお休み)
午前7時30分～午後6時30分まで

●利用定員 1日あたり3名 (予約順)

●職員配置 看護師1名、保育士1名

●利用料金 1日あたり2,000円 (給食・おやつ代等実費は別途負担あり)
※生活保護及び非課税世帯の方は利用料のみ免除されます。(要証明書類)

●利用期間 1回の申請で利用できる期間は7日間まで

●利用方法 予約が必要です。詳細は病後児保育室「もりのうさぎ」にお問い合わせください。

13. 開放保育

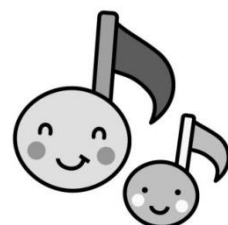
保育所では未就園児とその保護者を対象に、毎週施設を開放しています。事前予約は不要ですので、実施時間中に自由に遊びに来てください。

なお、開放保育中は必ず保護者の方の付き添いをお願いします。

●対象児童 未就園児(保護者の方と一緒に)

●実施施設・日時

- | | | |
|-------------------------|-------|-------------|
| ・サンキッズ大磯 | 毎週水曜日 | 10:00～11:30 |
| ・国府保育園 | 毎週水曜日 | 9:30～11:30 |
| ・幼保連携型認定こども園
あおばと | 毎週水曜日 | 9:30～11:00 |
| ・幼保連携型認定こども園
サンキッズ国府 | 毎週木曜日 | 9:30～11:00 |



14. 預かり保育（幼稚園）

幼稚園、認定こども園教育部では在園児を対象に、保育時間のほかに預かり保育を行っています。詳細は各園にお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化により利用料の一部が補助されます。児童の年齢、認定区分、児童の属する世帯の所得に基づく階層区分、利用施設、利用サービスにより無償化される範囲が異なりますので、利用する施設または子育て支援課にお問い合わせください。

●町立大磯幼稚園 TEL61-0505

利用日	利用時間	利用料金
月～金曜日	7:30～9:00、 14:00～18:00	・7:30～9:00 100円／1回 ・14:00～18:00 350円／1回
夏季・冬季休業	7:30～18:00	・デリバリー給食の提供（希望者、別途有料）

●町立たかとり幼稚園 TEL71-3050

利用日	利用時間	利用料金
月～金曜日	14:00～17:00	350円／1回
夏季・冬季休業	9:00～17:00	

●私立こいそ幼稚園 TEL61-4093

利用日	利用時間	利用料金
月～金曜日（祝日・ 夏季休暇日・年末年 始を除く）	7:30～9:00、 14:00～18:00	・7:30～9:00 200円／日、 14:00～18:00 800円／日 ・1か月を通して預かり保育を希望する場合 10,000円／月（8月のみ）14,000円／月 ・長期休暇（春・夏・冬休み）1,000円／日

●幼保連携型認定こども園あおばと TEL74-5918

利用日	利用時間	利用料金
月・火・木・金曜日	7:30～9:00、 14:00～19:30	150円／30分
水曜日	7:30～9:00、 11:30～19:30	※令和8年4月～ <u>200円／30分</u>

●幼保連携型認定こども園サンキッズ国府 TEL71-0549

利用日	利用時間	利用料金
月～金曜日	7:00～9:00、 14:00～19:00	・7:00～9:00、14:00～18:00 150円/30分 ・18:00～19:00 200円/30分 ・長期休業中・土曜日・振替休業日 7:00～18:00 150円/30分
土曜日	7:00～18:00	
夏季、冬季、学年 末休業（祝日、 12/29～1/3を除く）	7:00～19:00	

※上記の料金や時間は変更になる可能性があります。

15. 入所申請後の注意

●申請内容に変更が生じた場合

必ず子育て支援課までご連絡ください。入所が決定しても、申請書類の内容とその時点における状況が異なる場合には、支給認定や入所を取り消しすることがあります。

●申請後に保育所等を希望しなくなった場合

希望をしなくなった時点で、すみやかに取り下げのお手続きをお願いします。

●保育所入所待機の間にも他の保育施設等を利用する場合

子育て支援課までご連絡ください。

●入所保留通知は申請の初月のみ、送付いたします。申請の初月以降に、入所保留になっている証明書が必要な場合は、その都度子育て支援課にご連絡ください。

なお、証明書の発行には1週間程度の時間がかかりますので、余裕を持ってご連絡ください。

16. 保育所保育料

3歳未満児（3号認定）の保育料については、P17のとおりです。

3歳以上児（2号認定）の保育料は、幼児教育・保育の無償化により、無料（0円）となります。

① 保育料の算定方法について

毎月の保育料は4月と9月に決定します。お子さんの入所年齢と世帯の市町村民税等の合計額に基づき算定されます。（世帯とは、児童の父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）です。）

② 保育料における年齢区分について

年齢区分はクラス年齢となります。年齢到達による年度途中の保育料変更はありません。

③ 保育料の納入方法について

保育料は、原則として口座振替での納入をお願いしています。下記の口座振替取扱金融機関または子育て支援課窓口で口座振替の手続きを行ってください。

納期限日は毎月月末（月末が土日・祝日の場合は次の平日）となります。

◇口座振替 取扱金融機関等

みずほ銀行本支店	三菱UFJ銀行本支店	三井住友銀行本支店
横浜銀行本支店	スルガ銀行本支店	平塚信用金庫本支店
さがみ信用金庫本支店	中南信用金庫本支店	中栄信用金庫本支店
湘南農業協同組合本支所（店）	郵便局・ゆうちょ銀行	

④ 実費徴収（保護者負担）について

給食費や教材費等の実費徴収分については、保護者負担となります。

保育料の滞納処分について

保育料は、保育所等を運営するための費用にあてられる大切なものです。保育料を納入期限までにお納めいただけない場合には、法令の規定により、給料・預貯金など財産の差押処分を実施します。

また、納期限までに納入されないと、納期限の翌日から納付された期日までの日数に応じて、納付すべき額に一定の割合で計算した延滞金が、加算される場合があります。

17. 大磯町保育所保育料（利用者負担額）基準額表

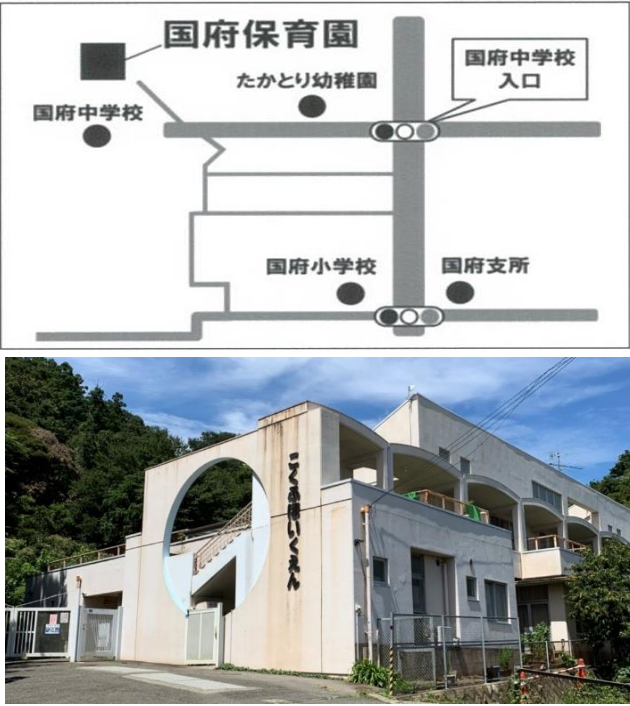
各月初日の支給認定保護者の 属する世帯の階層区分		利用者負担額〔月額〕				
階層区分	定 義	入所児童数	3 歳未満児(3 号認定)		3 歳以上児(2 号認定)	
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
第1階層 (001)	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯		0 円	0 円	幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は、 0 円 となります。	
第2階層 (002)	市町村民税非課税世帯	1人目	0 円	0 円		
		2人目	0 円	0 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第3階層 (003)	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満(第1階層又は第2階層に該当する場合を除く)	1人目	13,800 円	13,500 円		
		2人目	6,900 円	6,700 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第3階層 (310)	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満(第1階層又は第2階層に該当する場合を除く) 注1	1人目	9,000 円	9,000 円		
		2人目	0 円	0 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第4階層 (004)	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満	1人目	21,100 円	20,700 円		
		2人目	10,500 円	10,300 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第5階層 (005)	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	1人目	31,900 円	31,300 円		
		2人目	15,900 円	15,600 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第6階層 (006)	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	1人目	44,500 円	43,700 円		
		2人目	22,200 円	21,800 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第7階層 (007)	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	1人目	61,500 円	60,400 円		
		2人目	30,700 円	30,200 円		
		3人目以降	0 円	0 円		
第8階層 (008)	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	1人目	73,100 円	71,800 円		
		2人目	36,500 円	35,900 円		
		3人目以降	0 円	0 円		

- ◆ 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等がある場合については、適用前の額となります。
- ◆ この表において「第1子」とは、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における最年長の子どもをいい、「第2子」とは第1子の次に年齢の高い子どもをいい、「第3子以降」とは第1子及び第2子以外の子どものことを言います。
- ◆ 注1 の階層に該当する場合は、次のいずれかに該当する世帯です。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - (2) 次のいずれかに該当する在宅障害児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯
- ◆ 上記保育料が国の定める保育料の額を超える場合においては、国の定める保育料が利用者負担額となります。

18. 町内の保育所等（令和7年10月1日時点）

町内には2か所の保育所と2か所の認定こども園、2か所の小規模保育施設があります。入所区域の制限はありませんので、どちらの園でもご希望いただけます。

サンキッズ大磯（認可保育所）		
事業者	社会福祉法人恵仲会	
住所	大磯町東町1丁目13番33号	
電話	61-2641	
定員	2・3号認定 120名	
保育年齢	2か月過ぎ	
保育時間	月～土曜日 7:00～18:00 ※標準時間と短時間で通常保育の時間は異なります。	
延長保育	月～土曜日 18:00～20:00	
休日保育	日・祝日 8:00～18:00	
給食	完全給食実施	

町立 国府保育園（認可保育所）		
事業者	大磯町	
住所	大磯町生沢438番地	
電話	72-1765	
定員	2・3号認定 90名	
保育年齢	6か月過ぎ	
保育時間	月～土曜日 7:00～18:00 ※標準時間と短時間で通常保育の時間は異なります。	
延長保育	月～ <u>金曜日</u> 18:00～19:00	
休日保育	なし ※日・祝日は休園です。	
給食	完全給食実施	

幼保連携型認定こども園あおばと

(幼保連携型認定こども園)

事業者	社会福祉法人 エリザベス・サンダース・ホーム
住所	大磯町大磯1121番地
電話	74-5918
定員	2・3号認定 50名
保育年齢	6か月過ぎ
保育時間	月～土曜日 7:30～18:30 ※標準時間と短時間で通常保育の時間は異なります。
延長保育	月～土曜日 18:30～19:30
休日保育	なし ※日・祝日は休園です。
給食	完全給食実施



幼保連携型認定こども園

サンキッズ国府

(公私連携幼保連携型認定こども園)

事業者	社会福祉法人恵仲会
住所	大磯町国府新宿152番地
電話	71-0549
定員	2・3号認定 78名
保育年齢	2か月過ぎ
保育時間	月～土曜日 7:00～18:00 ※標準時間と短時間で通常保育の時間は異なります。
延長保育	月～金曜日 18:00～19:00
休日保育	なし ※日・祝日は休園です。
給食	完全給食実施



もあな・こびとのこや（小規模保育施設）	
事業者	特定非営利活動法人 もあなキッズ自然楽校
住所	大磯町大磯1043-1
電話	26-5692
定員	3号認定 12名
保育年齢	10か月過ぎ
保育時間	月～土曜日 7:30～18:30 ※標準時間と短時間で通常保育の時間は異なります。
延長保育	月～土曜日 18:30～19:00
休日保育	なし ※日・祝日は休園です。
給食	完全給食実施



楽友庵（小規模保育施設）	
事業者	社会福祉法人 真澄児童福祉会
住所	大磯町大磯1021 ※駐車場なし
電話	75-9090
定員	3号認定 18名
保育年齢	4か月過ぎ
保育時間	月～金曜日 7:00～18:00 ※標準時間と短時間で通常保育の時間は異なります。
延長保育	月～金曜日 18:00～19:00
休日保育	なし ※土日・祝日は休園です。
給食	完全給食実施



用語 2号認定：保育認定（3・4・5歳児） 3号認定：保育認定（0・1・2歳児）

19. よくある質問（Q&A）

●入所後に家庭状況等が変わった場合について

Q1：住所・家庭状況・就労状況（勤務先・勤務時間等）・世帯状況などが変わりました。何か届け出は必要ですか？

A1：変更申請が必要となります。まず、子育て支援課にご連絡ください。

●幼稚園との併願申請について

Q1：幼稚園や認定こども園の教育部門との併願はできますか？

A1：可能です。保育所等の申請手続きは町で行っていただきますが、予定されている幼稚園等へは直接ご申請いただき、保育所等との併願希望である旨を伝えてください。

●幼児教育・保育の無償化について

Q1：保育園の延長保育料は無料になりますか？

A1：無償化の対象外であるため、無料にはなりません。

Q2：施設に納めている実費徴収費用（教材費他）は無料になりますか？

A2：無償化の対象外であるため、無料にはなりません。

Q3：子育て支援サービス（病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業他）の利用料は無料になりますか？

A3：認可保育施設を利用しているお子さんが利用した場合の各種子育て支援サービスの利用料は、無償化の対象外であるため、無料にはなりません。

●保育所等の入所内定について

Q1：これから保育所等の申請をする予定ですが、入れますか？

A1：保育所等の利用調整は、毎月行っています。園全体の状況や、クラス状況、職員体制等をもとに調整しているため、申請をしてすぐに入所できるとは限りません。定員に空きがあっても、受け入れを見送る場合がありますのでご承知おきください。

Q2：入所が決まったのですが、申請時に提出した就労証明書の就労先を退職して、入所月から求職活動または別の就労先に就職してもよいですか？

A2：保育所等の利用調整、入所については、提出いただいた申請書や就労証明書などの書類をもとに、各種要件を点数化し厳正な選考を行っています。申請時に提出した書類の内容について、就労先が変わる等して選考に使用する点数が変わる場合、利用調整順位が変化するため、当初の点数で選考した内容は無効、入所は取り消しとなりますのでご注意ください。

●小規模保育施設を卒園した後について

Q1：小規模保育施設は2歳児クラスで卒園ですが、その後はどうなりますか？

A1：小規模保育施設は、認可保育所や認定こども園より少人数で、3号認定の保育が必要なお子さんを預かる施設です。3歳児クラス以降については、「連携園」として設定された認可保育所等への入園の調整を行う、もしくは他の施設へ入園になります。

20. 保育所等入所に関する確認表（参考）

※内容をご確認いただき、□にチェック及び記入をお願いいたします。

☐	保育所等保育を実施する施設は、保護者が仕事や病気などの理由でお子さんの「保育が必要な事由」がある場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。原則として、仕事が休みで保育が必要な事由がない日は、ご家庭での保育をお願いいたします。また、仕事を理由に保育所等をご利用している場合には、勤務終了後には速やかにお迎えをお願いいたします。	
☐	書類の内容に虚偽があった場合には、入所内定及び決定を取り消します。	
☐	申込書や提出書類の内容で不明な点について、ご家庭や職場等で確認をする場合があります。	
☐	食物アレルギー等による除去食・代替食の提供は、保育施設により対応が異なります。必ず事前に各保育施設へお問い合わせください。（全てのアレルギーが除去できないことがあります。）	
☐	お子さんの健康状況により、診断書等の提出を求める場合があります。	
☐	申請書及び保育所（園）等の入所申請の調査書に記載のある個人情報については、入所児童の状況把握のため保育施設長に対し情報提供します。	
☐	保育料算定にあたり、町が保護者及び同居親族の課税情報及び個人番号等を閲覧します。	
☐	申込中（保留中）に入所の必要がなくなった場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。また、保育所等に在籍中でも保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、退所となります。	
☐	入所は、各家庭の状況（就労、復職、求職、病気、出産等）により利用調整を行います。ご希望の保育所等の状況によっては、すぐに入所していただけない場合があります。	
☐	入所後（転園を含む）には、お子さんに保育所等に慣れていただくための「 ならし保育 」があり、最初は1時間から3時間程度の短い時間での保育となります。この「ならし保育」は、新しい環境によるストレスからお子さんを守る目的があります。なお、ならし保育期間については、 2週間～4週間程度 となります。お子さんの個人差があるため一律ではありません。※入所日より前にならし保育を行うことはできません。	
☐	年度途中（5月から翌年3月）の入所申請の締切は、入所希望月の前月15日（土・日・祝日が締切日に当たる場合は、翌開庁日）となります。変更申請も同様の締切日となりますので、期日までに必要書類をご提出ください。年度途中での入所内定の連絡は、入所内定月の前月20日前後となります。	
☐	入所保留通知書は、初回申請月・希望園の追加を行った場合に発行いたします。初回申請月以降の保留の状況を証明する書類が必要な場合は、子育て支援課にご連絡ください。	
☐	住所、氏名及び家族構成等に変更があった場合は「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」をご提出ください。家族構成に変更があった際は、保育料を変更する場合があります。その場合、保育料を決定するための書類を別途ご提出いただく場合があります。また、再婚等で新しい保護者の方と同居になった場合等は、その方の「保育が必要な事由」を証明するための書類をご提出ください。	
☐	求職活動	保育所等に在籍中に退職をし、保育を必要とする理由を求職活動に変更する場合は「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」、「求職活動誓約書」のご提出をお願いいたします。退職後、求職活動を理由に保育所等を継続利用できる期間は3か月です。3か月以内に就労を開始し「就労証明書」及び「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」をご提出ください。期限までに「就労証明書」の提出が無い場合は、退所となります。
☐	出産	就労等の理由で入所し、その後出産の予定がある場合は、出産予定日を確認後「出産連絡票」（母子手帳の写し添付）をご提出ください。出産月の後2か月間はお子さんの継続入所が可能です。出産要件の期間終了後も継続して入所を希望する場合には、期間終了までに改めて保育が必要な事由を証明するための書類をご提出ください。育児休業を取得する場合は、継続して入所することが可能です。出産後、1か月経過を目安に「育児休業取得証明書」、「子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書」をご提出ください。「育児休業取得証明書」は、必ず、出産後に就労先に依頼してください。※予定月よりも出産が遅れた場合はご連絡ください。
☐	育児休業	育児休業中に保育所等の入所が決定した場合、入所翌月の15日までに職場へ復帰する必要があります。復職した場合、入所翌月末までに「復職証明書」をご提出ください。保育所等に入所が決定し、「就労証明書」に記載された就労先に復職をしない場合は、原則退所となります。特別な事情がある場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。また、育児要件の場合、新規での保育の無償化の申請、保育所入所申請はできません。
☐	退所	退職や引っ越し等により保育所等を退所することが確定した場合には、退所予定月の15日までに退所届を子育て支援課へご提出ください。また、退所予定月の15日以降に退所が判明した場合は、すぐに子育て支援課へご連絡の上、退園届をご提出ください。
☐	休園	保育所等には、原則休園はありません。特別な事情が無く、保育所等を1か月以上お休みされた場合は、退所となります。特別な事情がある場合には、事前に子育て支援課までご相談ください。
☐	保育料	保育料は必ず期限までに納付してください。保育料の月額減額は、原則ありません。保育料を滞納した場合、行政処分の対象となる可能性があります。
☐		保育料は口座振替のご利用を推奨しております。口座振替依頼書のご提出にご協力ください。
☐	転出	大磯町内の保育所等に在籍中で、大磯町外に転出する場合、就労先が大磯町内になければ継続して入所することができません。

提出前にもう一度チェック！

○証明書類は全て揃っていますか？

⇒お父さん・お母さんともに就労しているのに、申込み時にお母さんの就労証明書しか用意しなかった、というケースが多数あります！

申込み期日までに揃わない場合、書類不備となり、申請書の受理ができませんので、必要書類が全て揃っているか、提出前にご確認をお願いいたします。

保育所等に関するお問合せは

大磯町 町民福祉部 子育て支援課
保育園・幼稚園係

〒255-8555

神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地

TEL0463-61-4100

内線 317・318・342

